

議案第23号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前																																										
(使用料) 第3条 別表第1に掲げる保育所（以下「保育所」という。）の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 [(1)～(4) 略] (5) <u>保育所において行われる法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用する場合</u> 1日につき750円 別表第1（第1条関係） <table><tr><th>種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>保育所</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td>[削る]</td><td></td></tr></table>	種類	名称	位置	保育所	[略]	[略]		[削る]			[略]	[略]		[削る]			[略]	[略]		[削る]		(使用料) 第3条 [同左] [(1)～(4) 同左] (5) <u>前各号に掲げる場合のほか、保育所において行われる、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の趣旨を踏まえた児童を保育する事業として市長が定める事業</u>を利用する場合 1日につき750円 別表第1（第1条関係） <table><tr><th>種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>保育所</td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td></td><td><u>大阪市立八幡屋保育所</u></td><td>大阪市港区八幡屋3丁目</td></tr><tr><td></td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td></td><td><u>大阪市立大正北保育所</u></td><td>大阪市大正区泉尾2丁目</td></tr><tr><td></td><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td></td><td><u>大阪市立長瀬保育所</u></td><td>大阪市西成区南開</td></tr></table>	種類	名称	位置	保育所	[同左]	[同左]		<u>大阪市立八幡屋保育所</u>	大阪市港区八幡屋3丁目		[同左]	[同左]		<u>大阪市立大正北保育所</u>	大阪市大正区泉尾2丁目		[同左]	[同左]		<u>大阪市立長瀬保育所</u>	大阪市西成区南開
種類	名称	位置																																									
保育所	[略]	[略]																																									
	[削る]																																										
	[略]	[略]																																									
	[削る]																																										
	[略]	[略]																																									
	[削る]																																										
種類	名称	位置																																									
保育所	[同左]	[同左]																																									
	<u>大阪市立八幡屋保育所</u>	大阪市港区八幡屋3丁目																																									
	[同左]	[同左]																																									
	<u>大阪市立大正北保育所</u>	大阪市大正区泉尾2丁目																																									
	[同左]	[同左]																																									
	<u>大阪市立長瀬保育所</u>	大阪市西成区南開																																									

[略] [略] [略]	<u>橋第2保育</u> 1丁目 <u>所</u> [同左] [同左] [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1保育所の項中大阪市立八幡屋保育所の項及び大阪市立大正北保育所の項を削る改正規定の施行期日は、市長が定める。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

保育所において行われる乳児等通園支援事業を利用する場合の使用料に関し必要な事項を定めるとともに、八幡屋保育所ほか2施設を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。